

第56回 益田市個人情報保護運営審議会会議概要

と き 令和2年2月4日 14:00から

ところ 市役所三階大会議室

1. 議題

(1) 個人情報の目的外利用等について

ア 健康づくりに関するアンケート調査の実施について（健康増進課 山本課長、小玉主任説明）

イ 子宮頸がん検診受診者データの島根県への提供について（健康増進課 山本課長、鎌谷主任、清水主任保健師説明）

(2) 諮問に付すべき案件の見直しについて（総務管財課 千振補佐説明）

【事務局】

定刻となりましたので始めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは会に先立ちまして総務管財課長の和崎が御挨拶申し上げます。

【和崎課長】

皆さんこんにちは、総務管財課の和崎です。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議は本年度2回目の会議ですが、改選後初めての会議です。この度総数で言いますと15名の委員中5名の方に新たに参画いただくこととなりました。本日が新たなスタートとなりますので、積極的な御意見をいただければと思います。本審議会は、個人情報の保護の適正かつ円滑な運営を図るために設置させていただいております。本日は、議題として目的外使用につきまして2件、今後の審議会への議題の提出について提案させていただいております。よろしく願いいたします。以上です。

【事務局】

それでは、議題に入る前に、この度、委員の改選があり、会長及び副会長が不在となっておりますので、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

益田市個人情報保護条例施行規則、第20条に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。」とありますが、どなたか立候補等ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局案がございますが、よろしいでしょうか。

会長に「羽柴貴宏」委員。副会長に「岩本浩史」委員を提案させていただきま。なお、羽柴委員におかれましては、本日お越しいただける予定でしたが、所要のため欠席されております。御本人には、事前に了解を得ておりますことをお伝えしておきます。皆さん、これに御異議ございませんでしょうか。

では、会長不在ですので、副会長のあいさつに引き続き、議長をお願いいたします。

【岩本副会長】

始めまして。島根県立大学で教員をやっております岩本と申します。よろしくお願いいたします。県立大学は3つキャンパスがありますが、私は、浜田キャンパスにおります。行政法を担当しております。普段浜田に住んでおりますが、益田駅を降りたとたんに益田市の開けた感じで、空間が広いなという印象がありました。本日会長が欠席ということで、議長を務めさせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。まず、個人情報の目的外利用等について健康づくりに関するアンケート調査の実施について説明をお願いします。

【健康増進課】

健康増進課の山本です。健康増進課からは2件提出しておりますので、よろしく御審議ください。まず、一点目ですが、益田市では平成22年度に益田市健康増進計画を策定し、現在、それに基づきまして10年計画で健康づくりの取り組みを進めております。令和2年は計画の最終年度にあたり、新たに第2次計画を策定することとしておりまして、その策定に当たりまして、これまで10年間の取り組みを評価しようということでアンケートを計画しております。実施に当たりましては、市民の皆様にご協力をいただきたいと思います。住民基本データで抽出し、調査を進めていきたいと考えております。詳細は担当から説明させていただきます。

【健康増進課】

健康づくり担当の小玉と申します。この調査の目的ですが、先ほどの課長の説明のとおりです。調査の内容としては、健康に関するアンケートを実施する予定です。資料の概要というものを御覧ください。目的、時期等を記載しておりますが、調査の概要という所に記載しておりますが、基本的には、健康づくりアンケートと高津地区だけ追加のアンケートを実施する予定です。高津地区については、平成26年度に健康への関心や、検診、受診状況を知り、地域を挙げて受診率向上に向けて取り組むことを目的にアンケート調査を独自に行ったという経過があります。その後の評価として、今回のアンケート調査と併せて、高津地区のみの調査を実施しようと考えております。対象者は、20歳以上の市民と考えております。続いて、個人情報の内容ということで、お手元の最終評価アンケート抽出率というものを御覧ください。先ほども申し上げましたが、住民基本台帳から20歳以上の男女、約5,700名を無作為で抽出することとしております。抽出率については、益田保健所、島根県から指導をいただき、率を定めております。必要な情報としては、郵便番号、住所、自治会名、世帯主及び対象者氏名を考えております。時期は、令和2年度の4月から5月を予定しております。抽出率については、12月末現在の数字を出しておりますが、実際は3月ごろの人数で実施する予定です。情報提供先と方法については、流れというものを御覧ください。本アンケートは、一部郵送や公民館への提出の地区もありますが、基本的には、20地区に組織されている健康づくりの会がありますが、その会の推進員による手配り、手回収を考えております。まず、住民基本台帳から無作為抽出した情報を

タックシールに落としまして、封筒に貼って、必要なアンケートに関する添書ですとか、アンケート用紙、提出用の封筒を入れて、封をしてセットしたものを健康づくりの会の推進員に渡す予定です。その推進員は、それをもってアンケートの対象者に手配り、手回収をするということを考えております。回収につきましても、提出用の封筒に対象者がアンケートを入れて、必ず封をして健康づくりの会の方たちに渡していただくという流れになっております。説明は以上です。

【岩本副会長】

どうもありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見等ございますでしょうか。確認ですが、目的外利用というのは、一枚目の郵便番号、住所、対象者氏名等の目的外利用ということでよろしいでしょうか。アンケートを取ることそのものではないですね。

【健康増進課】

そうです。

【岩本副会長】

何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、御承認される方の挙手をお願いいたします。挙手全員で承認されました。

【岩本副会長】

では、次に子宮頸がん検診受診者データの島根県への提供についての説明をお願いいたします。

【健康増進課】

ありがとうございました。委員の方で選ばれた場合は、御協力をお願いいたします。それでは、2点目です。市では、子宮がんの一つであります、子宮頸がんの早期発見、早期治療により、子宮頸がんによる死亡を減らすことを目的に、子宮頸がん検診を行っております。その検診ですが、県が全県的にこの検診できちんとがんが見つかるのか、見逃しはないのかという所の健診の精度管理をしていくこととなりました。その事業に向けて益田市の健診のデータを県、そして島根県がん登録室に提供して行きたいというものです。詳しい内容につきましては、担当から御説明いたします。

【健康増進課】

健康増進課の清水です。子宮頸がん検診受診者データの島根県への提供についてですが、データの提供は、島根県生活習慣病検診管理指導協会子宮頸がん部会と、島根県がん診療ネットワーク協議会がん登録分析情報提供ワーキンググループが行う。島根県子宮頸がん検診精度管理事業という事業を行うためです。この事業は、市町村が持っている検診結果と島根県がん登録室が持っているがん診断された方のデータ。この二つを照合することで、市町村が行う検診でがんの見

逃しがなかったか。また、がんでない方が精密検査の対象となっていなかったかということ进行分析、評価するものです。益田市は、全国や島根県に比べて子宮頸がんの年齢調整死亡率が高いということが分かっています。特に50代、70代前半でがんが進行した状態で発見されることが多いということから、今年度から3年間、子宮頸がん検診受診率向上対策事業を始めております。しかし、がんによる死亡率を低下させるためには、受診率対策だけでは不十分と言われております。有効性の確立したがん検診の実施、徹底した精度管理、受診率対策、この順番に取り組むことで初めてがんによる死亡率が低下すると言われております。益田市では、これまで精度管理ができておりませんでした。この事業を行うことで市が行う子宮頸がん検診が、正確なものであったか、という精度を初めて評価することができるようになります。そういったところから、この事業を行いたいと考えております。提供するデータですが、子宮頸がん検診受診者の氏名生年月日などのデータ、検査方法や受診日、検査結果、精密検査受診日と結果です。益田市では平成24年度から29年度まで延べ6,667人の方が受診されておりますので、その方のデータを提供したいと考えております。データの提供の流れですが、まず市がデータを入力している健康管理システムから、該当データを抽出し、パスワードをかけ、暗号化したものをDVD-Rに保存し、簡易書留で島根県がん登録室に送ります。パスワードは、がん登録室から健康増進課に電話で確認があり、伝えることとなっております。がん登録室では、資料にもあります情報管理要領に沿って管理されます。市が送ったデータとがん登録室のデータを照合し、照合後にはデータは匿名化されて、厚生労働省研究班に提供されます。匿名化されたデータは復元できないようになっております。厚労省からは、島根県と益田市に分析結果が報告されることとなっております。説明は以上です。

【岩本副会長】

どうもありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見等ございましたでしょうか。これは、個人情報データを島根県に提供することが議題ですね。外部提供。

【健康増進課】

島根県から島根大学に委託されているということで、実際には、島根大学内にあるがん登録室です。

【岩本副会長】

がんのセンシティブな情報ですが、この事業のために提供するということですね。ちなみに、今回は、何条何項に基づいての提供でしょうか。

【事務局】

益田市個人情報保護条例第7条第1項です。

【岩本副会長】

一項ですか。ということは、本人の同意があるんですか。

【委員】

私も、その辺がどうかと思って。結果を提供したくない方もいるのではないかと。

【岩本副会長】

御本人の同意を取ってやるんじゃない。何号ですか。私の理解では、6号で2項に基づいた審議ということだと思ったのですが。審議会に上がってきたということは、公益上という所でと理解していたんですが、6号に基づく提供で理解してよろしいでしょうか。それでよろしいでしょうか。

【健康増進課】

精度管理を県がしますので、そのように考えております。

【岩本副会長】

ひょっとしたら、5号の可能性もあると言えはるんでしょうか。

【健康増進課】

県に提供というか県が委託している島根大学です。

【岩本副会長】

タイトルが少し違うということですね。

【健康増進課】

そうです。

【岩本副会長】

広い意味で内部だったら5号ですが、少し違うということですね。ひとつ前の議題も同じですかね。

【健康増進課】

5号です。

【岩本副会長】

そうですか。提供というか利用ということなんですね。分かりました。根拠はあるということです。結局同意は取らないということですね。

【健康増進課】

同意は取りません。

【岩本副会長】

何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、御承認される方の挙手をお願いいたします。挙手全員で承認されました。

【岩本副会長】

では、次に諮問に付すべき案件の見直しについての説明をお願いいたします。

【総務管財課】

今回諮問すべき案件としまして、これまで、組織内での個人情報の利用についても益田市個人情報保護条例第7条第2項による諮問を行っておりましたが、先ほどの案件にもありますように、島根県及び県内他市との連携した事業もありまして、その時ですね、益田市だけが対応が違うという事例がこれまでもありました。これを受けて、検討を重ねておりまして、これまでの対応を見直しただけであればということで提案させていただきます。具体的には、今後は、益田市が業務として実施するものに係る個人情報の利用については、島根県及び県内他市と同様の扱いとして、益田市個人情報保護条例第7条第1項第5号を適用し、令和2年度以降のものから諮問の対象外としたいと。ただし、外部提供、外部機関結合及び事故等については、これまでどおり審議会に対し諮問又は報告をさせていただきます。見直しに至った背景としては、先ほども申しましたが、島根県及び県内他市との同様の対応としたいということと、国または、島根県が一斉に実施する調査を行う際に、益田市だけが足並みをそろえることができない事案が過去にあったということです。下段には、参考として条文を掲載しております。御審議をお願いいたします。

【岩本副会長】

ありがとうございます。ここに条文がありましたね。では、御意見等ございませんでしょうか。

【委員】

見直しに至った背景の(2)で益田市だけ足並みをそろえることができない事案が過去にあったということは、他市町では実施できていたけども、益田市では、審議会の承認が得られなかったために、他市と突き合わせるができなかったということでしょうか。

【総務管財課】

結果的に益田市だけ外れたパターンと、時期が遅れて参加したものがあります。というのは、審議会の開催時期が、おおむね8月、9月、と2月、3月の計2回の開催となっております。例えば県が5月ごろにこういうアンケートをしたいというときに、2月ごろに諮問できていれば参加できますが、4月ごろに来たものは、参加がすぐできないので、そういう場合に、不参加になったり時期がずれたりということがあったということです。

【委員】

承認が得られなかったということではなくて、審議会が開けなかったのが、外れたということですね。

【総務管財課】

そうです。

【岩本副会長】

ほかに御意見ございますでしょうか。私の理解でも、これまででも7条1項5号を使えば、審議会にかけなくてもよかったものを、そういう運用にしていた。ということですね。それを他市と同様にしたいということですね。よろしいでしょうか。では、御承認される方の挙手をお願いいたします。挙手全員で承認されました。

【岩本副会長】

では、次に 2. その他の個人情報の保護運営状況報告についての説明をお願いいたします。

【千振】

はい、それでは、はじめに、外部委託処理と委託先についてです。

まず最初に年度の表記等についてですが、令和元年度で統一させていただきま
す。 外部委託につきましては、資料1にあります条例、規則に基づき業務委託
を行っており、令和元年度の状況につきましては3ページ目に記載のとおりです。
また、令和2年度につきましては、4ページ目にございますように、保険、医療、
介護、衛生及び市営住宅に関する事業について、それぞれ委託の継続をする予定
としております。つづきまして、個人情報の記録項目につきましては、資料2の
とおり全79事業ございまして、それぞれ目的の範囲内で利用しております。

なお、益田市が業務上、個人情報をコンピュータ処理により管理等を行ってい
る主な記録項目の状況につきましては、ホームページで公表することとしており、
資料3のとおりとなっております。公表につきましては、本審議会終了後からホ
ームページで公表を行うこととしております。説明は以上です。

【岩本副会長】

ありがとうございます。御意見、御質問等ございますでしょうか。よくわか
らないのですが、資料2の記録項目というのは何でしょうか。何への記録項目で
しょうか。

【総務管財課】

個人情報のリストを作成しております、事業ごとに作成しております。その
リストに記載というか記録されている項目のことです。例えば、資料の一番上の
空き家バンク事業について、物件所有者と利用希望者の氏名とそれぞれの住所と
いうものを記載をしているということなんです。

【岩本副会長】

リストとは何ですか。

【総務管財課】

事業ごとに作成している名簿のようなものです。事業ごとに記録項目というのが記載された名簿がそれぞれあるということです。

【岩本副会長】

なるほど。あまりこういう言い方を聞いたことがなかったので、記録項目という言い方をするんですね。資料そのもののコンピュータ処理によるというのは、資料2のうち、コンピュータ処理によるものという解釈でしょうか。

【総務管財課】

コンピュータで処理を行っているものについて、記載しております。

【岩本副会長】

なるほど。記録項目ですか。それぞれの事業ごとに益田市が収集する項目とは違うんですか。

【総務管財課】

収集している情報です。

【岩本副会長】

ほぼイコールですね。収集項目ですね。

【総務管財課】

それを紙媒体で収集しているだけなのか、デジタル処理をしているのかということですか。

【岩本副会長】

コンピュータにより処理するというのは、具体的には、コンピュータに入力するということですか。

【総務管財課】

入力して、その情報について、その目的に沿って利用をするということですか。

【岩本副会長】

エクセルファイルにするとかということですか。ここに上がっていないものは、紙なんですか。

【総務管財課】

紙です。紙で申請等をいただいて、その紙だけをチューブファイル等にとじているものです。

【岩本副会長】

なるほど。分かりました。ほかに御意見ございますでしょうか。御質問でもよろしいですが。大学ですと、学生の氏名とか、成績ということですね。了承してよろしいでしょうか。

【岩本副会長】

本日の議題は以上ですが、全体を通して御意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、これで本日の全てを終了いたします。

14時40分終了